

令和6年1月25日

日本学術会議会長 殿

課題別委員会設置提案書

日本学術会議が科学に関する重要課題、緊急的な対処を必要とする課題について審議する必要があるので、日本学術会議の運営に関する内規第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり課題別委員会の設置を提案します。

記

1. 提案者 光石 衛（会長）

2. 委員会名 防災減災学術連携委員会

3. 設置期間 幹事会承認日から令和8年9月30日まで

4. 課題の内容

（1）課題の概要

防災減災の推進には、地震、津波、火山、気象、地球観測、都市計画、土木、建築、機械工学、防災教育、救急医療、公衆衛生、農村計画、森林、海洋、地理、経済、社会、歴史、行政等、多くの研究分野が関係します。

一方、学問の世界は専門分化が進み、他の専門の活動に関心が薄れ、他分野の研究・活動を暗黙に信頼することが多くなり、重要な議論はそれぞれの分野内で行われる傾向があります。防災対策は、専門分野の枠を超えて、理学・工学だけでなく人文・社会科学や生命科学も含めて総合的かつ持続的に取り組む必要があります。多くの専門分野を統合する力が弱くなっていることも問題であり、これからは全体を統合することに力を入れなければなりません。防災減災の重要事項について、分野横断的な提言等を発出することも求められています。さらに、研究成果が国や地域の防災・減災対策に反映されるように、行政組織との連携を取ることも重要です。

東日本大震災を契機に土木工学・建築学委員会が世話役になり「東日本大震災の総合対応に関する学協会連絡会」を平成23年5月に設置し、30学協会の連携を進めてきました。その後、学協会連絡会は、平成28年1月に「防災学術連携体」となり、令和6年1月時点で62学協会が参加する一般社団法人に成長しています。

日本学術会議は、平成26年2月に「緊急事態における日本学術会議の活動に関する指針」を策定しました。これに則り、平成27年7月に幹事会附置委員会として「防災減災・災害復興に関する学術連携委員会」が設置され、平成27年8月の組織変更により課題別委員会の一つとなり、「自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研

究グループとの平常時、緊急事態における連携の在り方について検討すること」を目的として活動してきました。この委員会は名称を「防災減災学術連携委員会（以下、「本委員会」という。）」に変更し、第24期、第25期と継続して活動してきました。

これまで本委員会は、一般社団法人防災学術連携体（以下、「防災学術連携体」という。）と連携して、平成28年から計17回の公開シンポジウムを開催し、平常時から学会間の連携を深め、大災害等の緊急事態には、学会間の緊急の連絡網として機能するべく備えてきました。さらに、本委員会は、学術と行政の平常時の連携を強めるとともに、緊急事態時の連携を図ることを目的に、「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を毎年開催してきました。示唆に富む発表や議論が展開され、府省庁との貴重な情報交換の場となっています。

内閣総理大臣が代表を務める防災推進国民会議は、日本の主要な約50の団体の長等が議員に就任しており「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）」を毎年開催しています。学術分野では、日本学術会議会長と防災学術連携体代表幹事の2名が同会議の議員を務めており、「ぼうさいこくたい」を支える主要な団体となっています。

（2）審議の必要性と達成すべき結果

日本では、南海トラフ地震や首都直下地震の発生が危惧されるとともに、地球温暖化の影響で気候が変動し、大型化する台風、記録的な豪雨や豪雪等、災害外力が高まっています。このような状況の下、本委員会の審議と活動の重要性が増していると考えられます。

また、日本学術会議には、科学者ネットワークの構築という役割があり、平成23年の東日本大震災以降、防災学術連携体と共に、防災に関する科学者ネットワークの要として活動してきました。引き続き、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態における連携の在り方に関する事項を審議するとともに、これらの学術団体や研究グループ、関連機関・組織との連携を図るため、本委員会の継続が内外から期待されています。

（3）日本学術会議の過去（又は現在）の関連する検討や報告等の有無

日本学術会議は、阪神淡路大震災、東日本大震災等を契機に、防災・減災・復旧・復興に関する提言や報告を数多く発出してきました。

一例として、第25期においては、提言「壊滅的災害を乗り越えるためのレジリエンス確保のあり方」や報告「東日本大震災の復興をめぐる社会的モニタリングの方法と課題～あるべき復興ガバナンスの姿を問う～」等を発出しています。

（4）政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等の関連する報告等の有無

防災に関する政府機関等国内の諸機関、国際機関、他国アカデミー等は数多く存在しており、これまでに多数の報告が発出されてきました。

一例としては、Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015–2030 (18 March 2015, United Nations - Headquarters, United Nations Office for Disaster Risk Reduction) 等があります。

(5) 各府省等からの審議要請の有無

各府省等からの審議要請はありませんが、「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」は、官学の重要な意見交換の場になっていています。内閣府防災担当と連携して、各府省の要望を反映した重要テーマを選定し、多面的に議論しています。

5. 審議の進め方

(1) 課題検討への主体的参加者

日本学術会議の会員、連携会員には、防災減災分野の第一人者が揃っており、その方々が、防災減災学術連携委員会の主体的参加者となる予定です。

(2) 必要な専門分野及び構成委員数

防災減災に関しては、第三部の土木工学・建築学委員会、環境学委員会、地球惑星科学委員会等に専門家が多く所属していますが、第一部の史学委員会、社会学委員会等や、第二部の臨床医学委員会、健康・生活科学委員会等にも専門家が所属しています。会員、連携会員、計 25 名以内で分野横断的な議論をすることが可能な構成とする予定です。

(3) 中間目標を含む完了に至るスケジュール

① 次の事項の審議

防災減災の重要事項に関して、分野横断的に審議し、意思の表出の発出を目指します。また、災害研究学術団体等との、平常時、緊急事態時における連携の在り方に関して審議します。

② 公開シンポジウムの開催

防災学術連携体と共に、防災減災に関する公開シンポジウムを開催します。

③ 防災推進国民会議と「ぼうさいこくたい」への参加

防災推進国民会議に参加するとともに、毎年開催される「ぼうさいこくたい」に企画参加します。

④ 「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」の開催

内閣府防災担当と連携し、毎年8月頃に連絡会を開催します。

6. その他課題に関する参考情報

特にありません。

●防災減災学術連携委員会設置要綱

〔令和6年1月25日
日本学術会議第361回幹事会決定〕

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、防災減災学術連携委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループとの平常時、緊急事態における連携の在り方に関する事項を審議するとともに、これらの学術団体や研究グループ、関連機関・組織との連携を図る。

(組織)

第3 委員会は、25名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、令和8年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。